

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応  
(4月25日～)

1 子育て支援施設における対応

(1) 保育園等（保育園，認定こども園，小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

イ 一時預かり事業

通常保育と同じ対応を基本としながら，保護者のニーズ等，各園の事情を踏まえて対応するものとします。

ウ 病児・病後児保育事業

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。  
ただし，当該事業の実施が，医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には，事業の実施主体と個別に協議・検討の上，事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ，各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）については，保育園等と同じ対応を基本としながら，保護者のニーズ等，各園の事情を踏まえて対応します。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

イ 自由来館事業，つどいの広場

4月25日から5月11日まで休止します。

ウ 放課後まなび教室

4月25日から5月11日まで休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

引き続き感染拡大防止対策等を行ったうえで，必要な支援を提供できるよう対応するものとします。

(5) こどもみらい館

こども元気ランド，相談事業，子育て支援事業，会議室等の貸館について，原則として4月25日から5月11日まで休止します。

(6) こども体育館，青少年活動センター，ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」，百井青少年村など

こども体育館，青少年活動センター，ゆめあす，百井青少年村，京あんしんこども館等は，原則として，4月25日から5月11日まで休止します。  
なお，青少年活動センター，京都若者サポートステーション，ゆめあす及び京あんしんこども館は，電話による相談等は受け付けます。

## **2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応**

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、相談等を実施しています。

## **3 市立学校・幼稚園における対応（教育委員会）**

市立学校・幼稚園では、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、教育活動を行います。

また、市立幼稚園における預かり保育についても、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、実施します。